

資料 1

吹田市公立保育所民営化に関する三者懇談会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市公立保育所の民営化に関して、移管先事業者への円滑な引継ぎを図るための懇談会（以下、「三者懇談会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 三者懇談会は、民営化対象園の保護者代表、移管先事業者及び児童部子育て政策室の職員の出席をもって開催する。なお、当該保育園の保護者代表以外の保護者は当該三者懇談会の傍聴をすることができるものとする。

(設置期間)

第3条 三者懇談会の設置期間は、設置した日から原則として移管実施日の5年後までとする。

(協議事項)

第4条 三者懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移管後の保育所における保育内容及び設備等に関すること。
- (2) 合同保育及び引継ぎ保育に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、移管後の保育所運営に関し、三者懇談会での協議が必要と認められること。

(会議)

第5条 三者懇談会は、第2条に規定する出席対象者のいずれか一者から要請があった場合に、隨時、開催する。

- 2 三者懇談会の運営方法は、出席者で協議して決定する。
- 3 三者懇談会の議事内容は、会議後速やかに当該保育園の保護者に知らせるものとする。

(庶務)

第6条 三者懇談会の庶務は、児童部子育て政策室において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、三者懇談会の組織、運営その他必要な事項は、三者懇談会の協議によって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。